府令

○内閣府令第一号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十四条の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「、地方総監部又は航空混成団司令部」を「又は地方総監部」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年一月三十一日から施行する。

○内閣府令第二号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十八条第五項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則

1　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十八条第五項の規定による公表は、障害者差別解消支援地域協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2　前項の規定による公表は、地方公共団体の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第三号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十一条第一項の規定に基づき、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十第二項第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附　則

この府令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

府令・省令

○内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十二号中「第五条の八各号」を「第五十五条各号」に改める。

第三十六条第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省令第一号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一

自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令

自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令（平成九年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府、農林水産省令第一号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「第十一条の六の二」を「第十一条の十二」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「第十一条の二の三第三号」を「第十一条の四第三号」に改め、同条第二項中「第一条の十第一項第一号ロ」を「第十条第一項第一号ロ」に、「第一条の十第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改める。